

山梨県公報

第二千四百九十三号

平成二十七年

三月十六日

月 曜 日

目次

○救急病院等の認定……………一六三

○都市計画事業の事業計画の変更認可(四件)……………一六三

公 告

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………一六四

そ の 他

○山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則……………一六四

○山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………一六五

告 示

山梨県告示第六十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。
平成二十七年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地

二 認定期限

平成三十年三月十四日

山梨県告示第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事

山梨県公報 第二千四百九十三号 平成二十七年三月十六日

業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十七年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称

上野原市

二 都市計画事業の種類及び名称

上野原都市計画下水道事業上野原市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月二十日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第百一十一号の二、昭和六十年山梨県告示第百九号、平成七年山梨県告示第百七十五号、平成十三年山梨県告示第百二十六号、平成十六年山梨県告示第百四十号、平成十九年山梨県告示第百四十一号及び平成二十二年山梨県告示第百三十一号の事業地のうち、上野原市大字新田字中新田及び字上新田の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十七年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称

中央市

二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業中央市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十四年山梨県告示第五百七号、平成十七年山梨県告示第五百二十二号及び平成二十年山梨県告示第百六十八号の事業地に、中央市白井阿原字川向、字葎原及び字古堤敷並びに山之神字居村、字古屋敷、字鍛冶新居、字流通団地及び字立川の各一部を加える。

- 2 使用の部分
なし

山梨県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称
市川三郷町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
市川三郷都市計画下水道事業市川三郷町公共下水道

- 三 事業施行期間
平成四年二月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

山梨県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称
昭和町

- 二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業昭和町公共下水道

- 三 事業施行期間
昭和六十二年三月三十一日から平成三十二年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

公 告

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市雨坪土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成二十七年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

氏 名	住 所
舟久保 一太郎	富士吉田市小明見三百六十番地
勝俣 正信	富士吉田市小明見千五百三十七番地
渡邊 司	富士吉田市小明見千三百九十八番地
羽田 義明	富士吉田市小明見三千七百八十九番地
佐藤 久男	富士吉田市小明見千三百七十一番地

そ の 他

山梨県収用委員会規則第一号

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十七年三月十六日

山梨県収用委員会会長 深澤 一郎

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則
山梨県収用委員会運営規則（平成十二年山梨県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号中「確認申請書」を「確認書」に改める。
第二条第一項第十五号の次に次の一号を加え、第十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げる。

十六 法第百十六条第二項の規定による確認申請書の受理

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月十六日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県産業労働部長 矢島 孝雄

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「休学」の下に「復学」を加える。

第四条の表中「五十人」を「三十五人」に、「百人」を「百五人」に改める。

第五条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「四年」を「五年」に改め、同項ただし書中「休学の期間」を「休学期間」に改める。

第六条第二項を次のように改める。

2 学年は、次の二期に分ける。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

第七条第一項第四号を次のように改める。

四 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日 校長が定める日

第七条第一項第五号及び第六号を削り、同条第二項中「前二項」を「前項」に改める。

第九条第一項中「三十八週」を「三十二週」に改め、同条第二項第一号中「十六時間」

を「十五時間」に、「もって」を「もつて」に改め、同項第二号中「三十二時間」を

「三十時間」に改める。

第十一条中「二年」を「三年」に、「千七百七十二時間」を「二千五百二十時間」に、

「五十五単位」を「八十四単位」に改める。
「第五章 入学、退学、休学及び除籍」を「第五章 入学、退学、休学、復学及び除籍」に改める。

第十七条の見出しを「（休学及び復学）」に改め、同条第一項中「その許可」を「その許可」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 休学期間は、一年を超えることができない。ただし、校長は、特別の事情があると認めるときは、一年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

第十七条に次の一項を加える。

4 第一項の許可を受けた者が復学しようとするときは、その理由を明記した文書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第十八条第二号中「第十七条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 死亡した者

第二十五条第三号中「休学」の下に「復学」を加える。

第二十七条第二項中「前項第三号の退学」を「前項に定める懲戒」に、「一」を「一」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第八条関係）

学年	授 業 科 目	授業時数	履修単位数	
第一学年	ビジネス一	九〇	三	
	デザイン一	一一〇	四	
	プロダクト一	一一〇	四	
	ビジネス二	九〇	三	
	デザイン二	一一〇	四	
	プロダクト二	一一〇	四	
	選択実習（各三〇時間の授業時数で一単位）			
	選択実習一一	デザイン	一一〇	四
	選択実習一二	プロダクト	一一〇	四
	選択実習一三	デザイン	一一〇	四
選択実習一四	プロダクト	一一〇	四	
選択実習一五	デザイン	一一〇	四	
選択実習一六	プロダクト	一一〇	四	
選択実習一七	デザイン	一一〇	四	
選択実習一八	プロダクト	一一〇	四	

第二学年	選択実習二―二 プロダクト ビジネス三 デザイン三 プロダクト三 ビジネス四 デザイン四 プロダクト四 選択実習(各三〇時間の授業時数で一単位) 選択実習三―一 ビジネス 選択実習三―一 デザイン 選択実習三―一 プロダクト 選択実習三―二 ビジネス 選択実習三―二 デザイン 選択実習三―二 プロダクト 選択実習(各六〇時間の授業時数で二単位) 選択実習四―一 ビジネス 選択実習四―一 デザイン 選択実習四―一 プロダクト 選択実習四―二 ビジネス 選択実習四―二 デザイン 選択実習四―二 プロダクト 企業実習 第二学年授業時数及び履修単位数計	八四〇	二八
第三学年	実践選択科目(各三〇〇時間の授業時数で一単位) ビジネスA(選択制) デザインA(選択制) プロダクトA(選択制) 実践選択科目(各三三〇時間の授業時数で一単位) ビジネスB(選択制) デザインB(選択制)	三〇〇	一〇
	八七〇 三〇 二九	二九	一

プロダクトB(選択制)	選択実習(各六〇時間の授業時数で二単位) 選択実習五―一 ビジネス 選択実習五―一 デザイン 選択実習五―一 プロダクト 選択実習五―二 ビジネス 選択実習五―二 デザイン 選択実習五―二 プロダクト 選択実習(各六〇時間の授業時数で二単位) 選択実習六 ビジネス 選択実習六 デザイン 選択実習六 プロダクト	二、五二〇以上	八四以上
第三学年授業時数及び履修単位数計		八一〇	二七
授業時数及び履修単位数合計		二、五二〇以上	八四以上

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の山梨県立宝石美術専門学校学則第四条、第五条、第六条第二項、第九条及び第十一条並びに別表の規定は、この規程の施行の日以後に山梨県立宝石美術専門学校に入学する者について適用し、同日前から同校に在学している者に係る学生定員、修業年限及び在学期間、学期、単位、卒業の要件並びに授業科目、授業時数及び履修単位数については、なお従前の例による。